

第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）

第4次静岡市男女共同参画行動計画では、第3次の計画に引き続いて、静岡市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の基本理念6項目を計画の基本理念とした上で、第1次から第3次の計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、原点である「一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、9個の基本目標を掲げ、計画期間終了時の目指すべき姿を描き、取り組みます。

なお、第3次静岡市男女共同参画行動計画、静岡市DV防止基本計画、静岡市女性活躍推進計画は関連性が高いことから、それぞれの計画の趣旨を引き継いだ上で、一体として推進していくこととします。

1 計画の基本理念

静岡市は、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を、条例第3条から第8条に定めています。

〈基本理念〉

一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保（第5条）
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立（第6条）
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画（第7条）
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（第8条）

2 計画において目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる^{まち}静岡

ジェンダー平等の考え方が市民に広く理解されることで、各々が多様な考え方や生き方を選択しやすくなり、自分らしく暮らしやすい社会につながります。

なお、この計画では、SDGsのゴール5「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワメント」の考え方に加えて、性の多様性について意識したうえで「誰一人取り残さない」ことを前提として推進するものとします。

3 基本目標

第4次男女共同参画行動計画においては、次の9個の目標を基本目標とします。

- (1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進
- (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

- (3) ジェンダー※に基づくあらゆる暴力の根絶
- (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障
- (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 地域における男女共同参画の実現
- (7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現
- (8) 労働の場における男女共同参画の実現
- (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

これらの基本目標は、大きく3つの分野に分けられます。

分野	基本目標
社会制度・慣行の見直し	(1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進 (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
安全安心な暮らしの実現	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障 (5) 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 (6) 地域における男女共同参画の実現
ジェンダー・ギャップの解消	(7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 (8) 労働の場における男女共同参画の実現 (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

4 重点目標

第4次男女共同参画行動計画では、先述の3つの分野のそれぞれ以下の点について、現計画の評価や社会情勢の変化により特に積極的に進めていく必要があります。

分野	特に積極的に推進する必要がある事項
社会制度・慣行の見直し	幼少期からのジェンダー平等及び人権教育の重視
安全安心な暮らしの実現	DV 被害者等支援に関する関係機関の連携強化 防災における男女共同参画の推進
ジェンダー・ギャップの解消	ワーク・ライフ・バランスの推進 男性の家事・子育て・介護への参画促進

このことから、第4次静岡市男女共同参画行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進していきます。

【重点的に推進】

- ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実（基本目標2）
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶（基本目標3）
- 地域における男女共同参画の実現（基本目標6）
- 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現（基本目標7）

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間となります。ただし、第4次男女共同参画行動計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

6 計画の位置付け

本計画は、条例第16条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村の基本的な計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づき静岡市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づき静岡市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねています。

なお、市の総合的な計画である第4次静岡市総合計画においては、持続的な開発目標（SDGs）を総合的に推進するとともに、SDGsに包含される「ジェンダー平等の推進」を特に意識する横断的な視点として位置付けており、本計画も市の総合計画と整合性をとりながら計画を推進していきます。

